



佐賀県公報

平成19年
8月15日
(水曜日)
第 12943号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更 (四二八・道路課) 一
- 道路の供用開始 (四二九・") 一
- 道路の区域の変更 (四三〇・") 一
- 道路の供用開始 (四三一・") 二
- 道路の区域の変更 (四三二・") 二
- 道路の供用開始 (四三三・") 二
- 字の区域の変更 (四三四・市町村課) 三
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更に後の別幅員延長
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂七九七七番三〇地先から 武雄市朝日町大字中野字戸坂八〇二七番七地先まで	後 二六・六 一〇・四 二〇二・八
	武雄市朝日町大字中野字戸坂七九七七番三〇地先から 武雄市朝日町大字中野字戸坂八〇二七番七地先まで	前 二六・五 一〇・六 二〇三・二

●佐賀県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂七九七七番三〇地先から 武雄市朝日町大字中野字戸坂八〇二七番七地先まで	平成一九・八・一五

●佐賀県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四

日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		変更前 後の別	区		幅 員	延 長
	区	間	後	前		域	域		
県道 三瀬神埼線	神崎市春振町広滝字西小松原二 一一二番八地先から 神崎市春振町広滝字中原二三七 一番一地先まで	神崎市春振町広滝字西小松原二 一一二番八地先から 神崎市春振町広滝字中原二三七 一番一地先まで	後	前	二二・三 七・三	一一・五 七・一	一三八・七	一三八・七	

●佐賀県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間		供用開始の期日
	県道	三瀬神埼線	
神崎市春振町広滝字西小松原二一一二番八地先から 神崎市春振町広滝字中原二三七一番一地先まで	神崎市春振町広滝字西小松原二一一二番八地先から 神崎市春振町広滝字中原二三七一番一地先まで	平成一九・八・一五	

●佐賀県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		変更前 後の別	区		幅 員	延 長
	区	間	後	前		域	域		
県道 早良中原停 車場線	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷 二三二番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原 二三〇四番地先まで	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷 二三二番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原 二三〇四番地先まで	後	前	二五・四 五・六	二二・八 五・七	三五四・九 三五五・三		

●佐賀県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 早良中原 停車場線	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷二三一番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原二三〇番地先まで	平成一九・八・一五

●佐賀県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古 川 康

区域を変更する 字の名称	同上に編入する区域
金立町大字薬師丸字沖田	金立町大字薬師丸五本黒木三四二の一部、三五一の一部、三五三の一部、三五八の一部、三五九の一部、三六一の一部、三六三の一部及び三六四の一部並びにこれらに伴う水路の区域
金立町大字薬師丸字葉師森	金立町大字薬師丸字五反田一四〇三の一部、一四〇四の一部、一四〇八の一部、一四〇九の一部、一四一〇、一四一一、一四一三、一四一四の一部、一四一六から一四一九までの各一部、一四二〇から一四二六まで、一四二七、一四二八、一四二九、一四三一、一四三二、一四三四、一四三五、一四三七から一四四五まで、一四四六の一部及び一四四七の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
	金立町大字薬師丸字沖田一四四八の一部、一四四九の一部、一四九三の一部、一四九四の一部、一四九五の一部、一四九五の二の一部、一四九七の一部、一四九八から一五〇一まで、一五〇二の一部、一五〇五の一部、一五〇六の二部、一五〇六の二部、一五〇七の

金立町大字薬師丸字川原野	一部、一五六一の一部、一五六二の一部、一五六三の一部、一五六四、一五六七、一五六七、一五六八及び一五七二の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字石土井	金立町大字薬師丸字川原野一六六七の一部、一六六九の一部、一六七二、一六七二の一部、一六七四の一部、一六七七の一部及び一六七八の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字栄地	金立町大字薬師丸字石土井一三五二の一部、一三五二、一三五三、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の二部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七二、一三七二の一部及び一三七二の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字石土井	金立町大字薬師丸字石土井一三五一の一部、一三五二、一三五三、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の二部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七二、一三七二の一部及び一三七二の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字五反田一三七三から一三八四まで、一三八五の一部、一三八七の一部、一三八七の二部、一三九二、一三九四、一三九五の一部、一三九五、一三九六の一部、一三九七から一三九九まで、一四〇〇の二部、一四〇一の一部、一四〇二、一四〇三の一部、一四〇四の一部、一四〇五、一四〇六及び一四〇七から一四〇九までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字川原野一七二〇の一部、一七四六の一部、一七四七の一部及び一七四八の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字栄地一七五七の地先の字川原野の水路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字川原野一七一五の二部、一七一五の二部、一七一九の二部、一七一九の二部及び一七二〇の二部並びにこれらに伴う水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字栄地一七六三から一七六六の各一部、一七六七、一七六八の一部、一七七二の二部、一七七二、一七七三、一七七四の一部、一七七五の二部、一七七五の二部、一七九六、一七九七の一部、一七九七及び一七九七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字	金立町大字薬師丸字石土井一二〇四の一部、一二〇六の二部、一二〇六の二部、一二〇七、一二〇七、一二〇八の二部、一二〇八の二部、一二一一の二部、一二一一の二部、一二二二の二部及び一二二二の二部、一二二四の二部、一二二二の二部及び一二二

<p>金立町大字薬師丸字 三本柳</p>	<p>二八から一二三〇までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字四本柳一六九_三、一六九_三、一一七〇から一一七二まで及び一一七五の地先の字石土井の水路 金立町大字薬師丸字石土井一二三二の地先の水路</p>
<p>金立町大字薬師丸字 二本柳</p>	<p>金立町大字薬師丸字二本柳四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六_三の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇、四七一、四七二の一部、四九一の一部、四九一_三の一部、四九四から四九七まで、四九八、四九八_三及び四九九から五〇一まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字園田六六〇の一部、六六四の一部、六六五から六六七まで及び六六八の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字四本柳一〇二六の一部、一〇二九の一部、一〇三四の一部及び一〇三五の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字石土井一二三六の一部、一三六六の一部、一三六七の一部及び一三六八の一部並びにこれらに伴う水路の区域 金立町大字薬師丸字五反田一三八五の一部、一三八七の一部、一三八七_三の一部、一三九五の一部、一三九六の一部、一三九六_三、一四〇〇の一部、一四〇〇_三、一四〇一の一部、一四〇七の一部、一四〇八の一部、一四一四の一部及び一四一六から一四一九までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字三本柳五六七、五六七_三、五七六、五七七及び五七九の地先の字四本柳の道路及び水路 金立町大字薬師丸字三本柳五九〇、五九二、五九六及び五九六_三の地先の字四本柳の水路 金立町大字薬師丸字園田六六〇の地先の水路 金立町大字薬師丸字四本柳一〇二三の地先の水路 金立町大字薬師丸字石土井一二三二及び一二三三の地先の水路 金立町大字薬師丸字五反田一三八五の地先の水路</p>
<p>金立町大字薬師丸字 五本黒木</p>	<p>及び一四四七の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字沖田一四四八の一部及びこれに伴う水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三六七_三から三六七_三まで、三八八、三六九、三六九_三、三七〇_三及び三八三の地先の水路</p>
<p>金立町大字薬師丸字 四本黒木</p>	<p>金立町大字薬師丸字三本黒木二二九_二の一部及び二二九_二の一部並びにこれらに伴う水路の区域 金立町大字薬師丸字四本黒木二四四の一部、二九二の一部、二九四の一部、三〇八の一部、三〇九の一部、三一四の一部、三一五及び三二七の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字四本黒木二四四、二四六及び二四六_三の地先の水路 金立町大字薬師丸字五本黒木三三九の地先の字四本黒木の道路 金立町大字薬師丸字五本黒木三四二の地先の字沖田の道路 金立町大字薬師丸字沖田一四四八の地先の水路 金立町大字薬師丸字沖田一四四八の地先の字五反田の水路</p>
<p>金立町大字薬師丸字 三本黒木</p>	<p>金立町大字薬師丸字五本黒木三五六の一部、三五六_三の一部、三七九の一部、三八六の一部、三八七の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部及び三九一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字三本黒木二二〇_二、二二二_二、二二三_二、二二四_二、二二五_二から二二五_三まで、二二六、二二七、二二八及び二二九の地先の水路 金立町大字薬師丸字五本黒木三九一の地先の道路</p>
<p>金立町大字薬師丸字 五本柳</p>	<p>金立町大字薬師丸字五本黒木三九七の一部、三九八の一部及び三九九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九_二の地先の水路</p>
<p>金立町大字薬師丸字</p>	<p>金立町大字薬師丸字園田六一三の一部、六一五の一部、六一六から六一六_四までの各一部、六一六_六、六一七の一部、六一八の一部及び六一八_三の一部並びにこれらに伴う道路の区域 金立町大字薬師丸字園田六一三、六一八及び六一八_三の地先の道路 金立町大字薬師丸字五本柳八三三_二の地先の字園田の水路 金立町大字薬師丸字一本柳四二六の一部、四二八の一部、四</p>

園田

二九の一部、四三一の一部、四三二、四三三、四三五、四三七、四三九、四四一及び四四四並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字二本柳四四六から四四八まで、四四九から四五一までの各一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六一の一部、四六六の一部、四六八の一部及び四六九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字二本黒木一九三の一部、一九八の一部及び一九九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字二本柳四四九から四五一までの各一部、四五二から四五四まで、四五五から四五五まで、四五六から四五六まで、四五七の一部、四六〇の一部、四六一、四六三の一部及び四六四の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字園田七二四の一部、七二五の一部及び七二五の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字二本黒木一九九、一九九、二〇〇、二〇〇及び二〇一の地先の道路及び水路

金立町大字薬師丸字五本黒木三八三、三八四、三八四、三八四、二九四、二九五及び三九九の地先の水路

金立町大字薬師丸字一本柳四二五の地先の字園田の道路

金立町大字薬師丸字一本黒木一から九まで、一〇、一〇、一〇、一一、一二から一七まで、一九の一部、二七の一部、三〇の一部、三〇の一部、三二の一部、三三の一部、三三の一部、三四の一部、三五の一部、五三の一部、五三の一部、五五の一部、五六の一部、五七の一部及び六七の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

久保泉町大字下和泉字天神松三九九

久保泉町大字下和泉字二本権五二九及び五二九。

金立町大字薬師丸字一本黒木二八一の地先の道路

金立町大字薬師丸字二本黒木二〇二、二〇三、二〇五、二〇五、二〇八、二〇九、二一一から二一六まで、二一七、二一七、二二八及び二二九の地先の水路

金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路

金立町大字薬師丸字一本黒木

金立町大字薬師丸字二本黒木九五及びこれに伴う水路の区域

久保泉町大字下和泉字一本柳一〇一
 金立町大字薬師丸字一本黒木六九の地先の字二本黒木の水路

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年8月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルみやき店

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字市原5902番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 久男

福岡県福岡市多の津一丁目12番2号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 久男

福岡県福岡市多の津一丁目12番2号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,344.16方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北西側 290台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 50台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側(荷さばき施設①) 258.34平方メートル

建物西側(荷さばき施設②) 68.83平方メートル

合計 327.17平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物外南西側 47.04立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地南西側(出入口No.1) 出入口1箇所

敷地北東側(出入口No.2) 出口1箇所

敷地北東側(出入口No.3) 入口1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成19年7月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年8月15日から

平成19年12月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。